

第七十九回
貴族院

昭和十五年法律第六十九號中改正法律案特別委員會議事速記錄第二號

・昭和十七年二月四日(水曜日)午後一時四
十二分開會

○委員長(子爵秋元春朝君) 是ヨリ委員會ヲ開會致シマス、昨日ニ引續イテ御質疑ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、大體ノ御質疑ハモウジンダモノト承致シマス、尙各案ニ付

テ漏レタ質問ガ澤山アリマスルト思ヒマスカラ、各案ニ御指摘ヲ願ヒマシテ、サウシテ質疑ノ残リヲ皆ヤリタイト思ヒマス、三橋君、何カ御質疑ガアリマシタラ御質疑ヲ願ヒマス

○三橋四郎次君 臺灣ノコトデチヨット御伺ヒラシタイト思ヒマス、丁度此處ニ長官ガ居ラレマスカラ、長官ニ簡單ナ點ヲ二三御伺ヲ致シタイト思ヒマス、臺灣ノ糖業ニ關スル將來ノ方策ニ付テハ、先達テ長官ヨリ何カ案ヲ具シテ近ク政府ニ具申スルト云フヤウニ承ツテ居リマスガ、臺灣ノ茶ニ付テモノソレト同様ノ御用意ガアリヤ否ヤト云フリト御尋ネシタイト思フノノデアリマス、臺灣ノ現在ノオ茶ハ糖業ニ較ベマスト、其ノ生産額ガ金ニシテ少イモノニアリマスルケレドモ、併シ其ノ輸出額ノ方面カラ見マシテモ、十四年度ニ一千九百萬圓ノ輸出ヲ致シテ居リマス、現在ノ臺灣ノ計畫トン

茶ニ付テモ臺灣總督府ニ於テ用意アリヤトマスルト、糖業ノ場合ト同ジヤウニ、第

テ居リマス、併シナガラ是ガ「ジャヴァア」、「スマスルト、糖業ノ場合ト同ジヤウニ、第

三國ヘノ輸出ガ杜絶シテ居ルト云フ場合ニ

ト同ジヤウナ問題ガ起ルノデアリマス、砂糖ハ内地ニハ生産的ニハ關係ハアリマセヌケレドモ、茶ハ内地ニ於テモ考ヘニヤナラス、文之ヲ考ヘル時ニハ袁那モ考ヘニヤナラスト云フト、實ニ厄介ナ問題ニナルノデアリマス、併シ大東亞建設ガ出来タ場合ヲ考ヘマスルト、現在「ロンドン」「アムステルダム」ノ茶ノ「マーケット」ト云フモノヲ自

然日本ヘ持ツテ來ルト云フコトニナリマス、

若シ「セイロン」ガ大東亞圈内ニ入ルトスレ

バ、世界ノ茶ガ全部日本ノ本土ノ地帶ニ來

ルト云フコトニナリマスト、約一箇年ニ十

億「パウンド」ノ茶ヲ動カスコトニナリマス、

ソレ等ヲ頭ニ入れテ考ヘルト、是ハ非常ニ

大キイ問題ニナルノデアリマス、此ノ點ニ關シテ臺灣當局トシテハ大キイ構想ノ下ニ、

是等ノコトニ付テ御考ヲ何カ著ケテ居ラレ

ルヤ否ヤト云フコトヲ伺ッテ見タイト思フノ

デアリマス

○政府委員(齋藤樹君) 御答ヲ致シマス、

茶ニ付テモ臺灣總督府ニ於テ用意アリヤト

マシテモ、十四年度ニ一千九百萬圓ノ輸出

ヲ致シテ居リマス、現在ノ臺灣ノ計畫トン

テハ新シク茶園ヲ興シテ、サウシテ新品種

ヲ入レテ增産計畫ヲ立テ居ルヤニ承知シ

テ居リマス、併シナガラ是ガ「ジャヴァア」、「スマスルト、佛印等ガ大東亞圈内ヘ若シ入ルト

シマスルト、糖業ノ場合ト同ジヤウニ、第

三國ヘノ輸出ガ杜絶シテ居ルト云フ場合ニ

從來特色トシテ育テ上ゲテ參リマシタル產

業トノ間ノ調整ヲ必要ト致シマスルコトハ

申ス迄モナイノデアリマシテ、此ノ點ニ付

キマシテノ下調査、研究ニ總督府トシテ着

手致シマシタノヘ、既ニ昨年盛夏ノ候デアル

ノデアリマス、是ハ先日糖業ニ關シテノ御

答ヲ申上ゲマシタ際ニハ、其ノ點ニ觸レナ

カツタノデアリマスガ、臺灣ト致シマシテ目下産業調整上、或ハ臺灣ニ於ケル熱帶の產業ノ轉換ノ關聯カラ考ヘテ居リマスル根本方針ハ、大體ニ於キマシテ十數項目ニナッテ居リマスルガ、先づ第一ニハ臺灣ノ工業化ノ促進、之ミ依ツテ南方圈ノ物資ヲ消化テ居リマスルガ、世界ノ茶ガ全部日本ノ本土ノ地帶ニ來吸收シ得マスルヤウニ生産設備ヲ擴張スルコト、例ヘバ製鐵事業或ハ冶金、精煉ノ施設若シクハ油ノ精製工業、是等ノ方面ニ對シテ臺灣トシテハ新タナル進展ヲ畫サコトヲ成ルト云フ考カラ、昨年十一月臨時臺灣經濟審議會ヲ開催致シマシテ、內地カラモ多數ノ「エキスパート」ニ出席ヲシテ戴キマシテ、臺灣ノ工業振興ニ關スル根本方策ヲ定メタノデアリマス、爾來其ノ臺灣經濟審議會ノ決定ニ基キマシテ、關係方面トモ交渉ヲ進メテ居ルノデアリマスルガ、御審議ヲ願ツテ居リマスル大甲溪開發事業ノ如キモ、謂ハバ其ノ第一ノ準備ニ外ナラスノデアリマス、第二ニハ、單リ臺灣ノミデハアリマセヌケレドモ、内地モ固ヨリ重大ナル關係ヲ持ツノデアリマスルガ、臺灣ガ熱帶的ノ產業ヲ或程度調整スル必要アリト致シマス場合ノ、其ノ餘力ヲ如何ニ

業ト並ビマシテ、所謂輕工業、就中家内工業的ノ方面ニ新天地ヲ開拓スル必要アリト云フ方針ノ下ニ準備ヲ致シテ居ルノデアリマス、又第三ニ、南方圈ニ於テ生產セラレマスル物資ト競合スル各種ノ物資ノ中、生産費ノ高イモノニ付テハ、出來得ル限り之ヲ抑制シテ行クコトガ總テノ方面ニ亘ツテ必需要アルノデアリマス、其ノ次ニ第四ノ問題ト致シマシテ、島内產業ノ抑制スペキモノハ之ヲ抑制スルコトガ自然デアリマスルケレドモ、出來得ルナラバ南方ニ於ケル同種產業ノ指導權ヲ握リ、之ニ依ツテ自主的ニ共榮圈全般ニ亘ツテノ調整ヲ遂ゲテ行クト云フ方針ヲ採リタイ、斯様ナ考ノ下ニ糖業政策ニ付キマシテ先達テ申上ゲマシタノハ、其ノ方針ノ一つノ結論デアルノデアリルケレドモ、出來得ルナラバ南方圈各地域ヲ帝國ガ統治致シマスル際ニ當ツテ、民心把握ノ點ヨリ考慮致シマシテモ、南方圈ノ過剩物資ノ生産抑制ニ當リマシテモ、土著民ノ生産ハ成ルハ、其ノ方針ノ一つノ結論デアルノデアリマス、尙は南方圈各地域ヲ帝國ガ統治致シマスル際ニ當ツテ、民心把握ノ點ヨリ考慮致シマシテモ、南方圈ノ過剩物資ノ生産抑制ニ當リマシテモ、土著民ノ生産ハ成ルハ、其ノ方針ノ一つノ結論デアルノデアリマス、尙は南方圈各地域ヲ帝國ガ統治致シマスル際ニ當ツテ、民心把握ノ點ヨリ考

特ニ農業ノ如クニ多數ノ從業者ヲ包容スル産業ニ付キマシテハ、或ハ農產物價格ノ統制ニ依リ、若シクハ又關稅政策ノ維持ニ依リマシテ島内ニアリマシテモ、急激ナル轉

換ヲ避ケナケレバナラヌ、斯様ナ方針ヲ持テ居ルノデアリマス、尙一面又他ノ國防的ノ立場カラ、南方圏生産物ト競合スル生産物デアリマシテモ、場合ニ依リマシテハ島内ノ生産ヲ或程度保護助長致シマシテ、其ノ生産ヲ維持シナケレバナラスト云フヤウナコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、デ尙、數ノ基本方針ナルモノヲ立テテ居リマスルガ、是等ノ基本方針ニ基キマシテ、或ハ「バナナ」、「ハイナップル」ノ如キモノヲ初メト致シマシテ、茶ニ致シマシテモ、若シクハ「ゴム」、「キナ」其ノ他ノ植物ノ栽植ニ致シマシテモ、大體ノ方策ヲ總督意見トシテ政府ニ上申スル考ヲ以テ目下準備中ナノデアリマス、先達テ御答辯ヲ申上ダマシタノニハ、糖業ノミニ關聯シテ申上ダマシタノデアリマスルガ、臺灣ト致シマシテ考慮ヲ必要トスルコトハ臺灣ニ於ケル特ニ熱帶的產業ノ全般ニ亘ツテノ轉換ヲ考ヘナケレバナリマセヌシ、考ヘヤウニ依リマシテハ、臺灣產業ノ再編成ト云フ立場ニ於テ考ヘナケレバナラヌ今場合ニ直面致シテ居リマスノデ、臺灣產業ノ全般ニ亘ツテノ總督意見ヲ政府ニ上申致シマシテ、臺灣限リニ於テ決定シ、臺灣限リニ於テ遂行シ得ベキ問題ハ別ト致シマシテ、中央政府ニ於テ決定シ、中央政府ノ力ニ依リテ遂行スルコトヲ必要トスルヤウナ大キナ問題ニ付キマシテハ、シテ居ルノデアリマス、其ノ最モ著シキモ中央政府ノ決定ニ當ツテ臺灣總督ノ意見ヲ汲ミ入レテ貰フコトヲ考ヘツ、只今準備ヲ定シ、臺灣限リニ於テ遂行シ得ベキ問題ハ別ト致シマシテ、中央政府ニ於テ決定シ、ノハ砂糖、茶茲ニ「ハイナップル」此ノ三ツノ生産加工ノ事業デアルノデアリマス、デ茶ニ付キマシテハ只今御示シノ如クニ印度、「セイロン」ヲ加ヘマスレバ、帝國ノ考

ノテ居リマスル共榮圈内ニ於テ世界生産額
ノ九十七「パーセント」ヲ生産シテ居ルノデ
アリマスノデ、臺灣ト致シマシテハ特ニ其
ノ點ハ重大大ナ影響ヲ豫想シナケレバナラヌ
ノデアリマス、臺灣ニ於ケル重要產業ノ中、
最モ困難ヲ感ジマスルモノハ茶ニ關スル問
題デアルノデアリマス、茶ガ嗜好品デアッ
テ、而モ從來臺灣ノ產茶ハ輸出貿易品デア
リマシタ關係上、世界ノ情勢ノ變化ニ因ツテ
受ケマスル打撃ガ數年來極メテ著シカツタ
ノデアリマス、サウシテ今度ハ輸出ガ止ツ
テ居ルト云フ數年來ノ現象ノ上ニ、更ニ南
方圈ヲ勢力下ニ收メマシテ、其ノ生産力
ガ非常ニ増大シタ、斯ウ云フニツノ條件ガ
備ツタノデアリマスノデ、極メテ困難ノ多
イ問題デアリマス、殊ニ茶ニ付キマシテハ、
產地ヲ異ニ致シマスル各種ノ茶ヲ配合スル
コトニ依ツテ、特質ヲ現スモノデアルト承ツ
ニ從ツテ仕向先ガ各異ツテ居ルト云フ複雜ナル
關係モゴザイマスルシ、茶ニ關シテノ情
各其ノ特色ヲ持ツテ居リマシテ、其ノ特色
ニアリマス、此ノ茶ニ關スル共榮圈トシテノ
根本方策ヲ決定致シマスルニ當リマシテハ、
消費者ノ關係カラ見マシテモ、「インド」ノ
事柄デハナイト考ヘテ居リマス、自然内地
ニ於ケル當業者ノ權威アル團體等ガ中心ト
ナツテ全地域ニ亘ツテノ根本策ヲ決定セラレ
ルコトガ當然デハナイカト、斯様ニ考ヘテ

總督ノ意見ヲ上申スベク只今準備中ナノデ
アリマス、尙臺灣ト致シマシテ、臺灣自體
ト致シマシテハ、島内ニ於テノ生産制限モ
或程度ハ必要ニナルト存ジマスルシ、又茶
ノ種類ニ付キマシテモ、御承知ノ如ク包種
茶ノ如キハ、昭和元年ニ於キマシテハ主ト
シテ蘭領印度ニ輸出シタノアリマスルガ、
昭和元年ノ輸出量ハ五千「トン」ニ上ツテ居リ
マス、是ガ昭和十年ニ於キマシテ千九百「ト
ン」ニ減ジテ居ルノアリマスルガ、サウシ
テ而モ此ノ現象ハ蘭印ノ關稅障壁ノ結果、
斯様ナ不況ヲ示スニ至ッタノアリマスルケ
レドモ、是ハ今後ノ又開拓如何ニ依ッテ、包
種茶ノ如キハ輸出量ヲ増大スルコトガ出来
得ルト云フ見込ヲ持ッテ居リマス、最モ打擊
ノ大キイノハ紅茶デアルト云フ考ヲ以チマ
シテ、紅茶ニ付キマシテハ、今後ハ「アッサム」
種ニ限定致シマシテ、其ノ他ノ種類ハ栽培
ヲ寧ロ抑止スル方針ガ採ラレルコトガ必要
デハナイカト云フヤウナコトモ考ヘテ居リ
マスルシ、又現在臺灣島内ニ於ケル茶園ハ
四万七千甲歩デアリマスガ、其ノ若干ノ作付
轉換或ハ臺刈ト云フヤウナコトヲ實施致シ
マスルコトモ、此ノ際ニ於テ者考スベキ事
柄デアルト存ジマシテ、十七年度ノ豫算ニ
於キマシテ若干ソレ等ノ經費ヲ計上致シテ
居ルヤウナ狀態デアリマス、細カイコトヲ
申上げマスルト、現在考ヘテ居リマスル事
柄ニ付テモ色々ノ點ガゴザイマスルガ、若
シ又尙不十分ノ點ガアリマスレバ更ニ御質
問ヲ戴キマシテ、之ニ御答ヘスルヤウニ致
シタイト存ジマス

「エレヴェーション」ノ高イ所ヲ紅茶適地トシテ
能ダト思ヒマス、今御話ノ紅茶ノ部分ニ付
テ非常ニ矢張リ考へラレルトスレバ、現在
總督府ノ方針トシテ魚池ヲ中心トシテアノ
時ニ、アノ方面ニ「アッサム」種デアレバ尙獎勵
シテ行クト云フ方針ヲ持續スルノデアリマ
スカ、或ハアノ邊モ尙多少獎勵ノコトモ考
ヘ直ス中ニ入ッテ居リマスカ、細カイコトハ
勿論私モ能ク知リマセヌシ、長官モサウ餘
リ細カイコトハ御存ジナイト思ヒマスガ、
方針トシテドンナ風ニ其處ヲ御考ニツテ居
リマスカ、是ハ後デモ宜シウゴザイマスガ、
伺ヒタイト思ヒマス

紅茶カラ寧ロ包種茶ニ重點ガ行クノデハナ
イカト思ヒマス、サウシマスト矢張リ、臺
灣ハ、茶ノ栽培ハ輸出ヲ目的トルノデア
リマスルカラ、貿易ニ關シマシテハ只今申
上ゲマシタ通り、若シ「セイロン」ヘ手ガ伸
ビレバ殆ド全世界ノ茶ガ我々ノ「コント
ロール」下ニ入ル、ソレカラ「セイロン」ガ入
ラヌニシテモ「ジャヴァ」ト「スマトラ」ヲ考
ヘマスルト、從來「ロンドン・マーケット」及
ビ「アムステルダム・マーケット」ノ半分以上
ガアソコニ落チルコトニリマス、其ノ方面
ニ關シマシテ、内臺茶葉ガ最近輸出ニ關シ
テ緊密ナル握手ノ下ニ進ミカケテ居リマス、
況ヤ是ガ南方ニ伸ビルコトニリマス、其ノ方面
事ハ更ニ面倒ニナリマス、ドウカ一ツ内地方
面ノ茶ノ方トノ連絡ヲ、ヨリ以上ニ御考慮
ニ入レラレムコトヲ希望シテ置キマス、ソ
レカニ序デニモウ一ツチヨット伺ッテ見タイ
ト思フノデスガ、先達テ是ハ茶ノコトデハ
アリマセヌガ、他ノ委員カラ御話ガアッタヤ
ウデアリマスガ、砂糖ノ「コスト」ガ「ジャ
ヴ」ト臺灣トノ差ガ、長官ハトト六ト、
斯ウ云フヤウニ御話ガアッタヤウニ聞キマ
シタガ、サウ云フ風デアリマスカ

○政府委員(齋藤樹君) 砂糖ノ生産費ニ付
キマシテハ、私ノ聞イテ居リマス所デハ、
臺灣ニ於ケル平均生産費ト「ジャヴァ」ノ平均
生産費ハ十ト六ノ割合アルト云フコトニ
承テ居リマス

○三橋四郎次君 私ガ或「エキス・パート」ニ
聽キマシタラバ、臺灣ノ方ガ「ジャヴァ」ニ較
ベテ約三倍、一對三位デハナイカト云フコト
ヲ言ッサウデアリマス、若シは私ノ聞キ
違ヒカモ知レマセヌガ、サウダツスルト、
臺灣ノ方ノ砂糖ハ此ノ間御示シニナッタヤ

ウニ、是ハ早急ニ轉換スルコトガ出來ヌト
スレバ、消費者側ノ我々カラ言ヒマスルト、
是ハ相當考ヘ又ケレバナラヌ問題デアリマ
ス、モウ一つハ又話ガアリマシタ共榮圈内
ニツノ砂糖製品トシテ捌カスト云フ場合
ニモ、此ノ「コスト」ノ關係ガ非常ニ關係ヲ
及スノデ、現在臺灣ノ砂糖會社ノ內容ハ御
承知ノ通リデアリマス、是ガ將來統一ト云
フノデ一ツノ會社ニナリマスルト、尙其處
ニ色々ノ今迄ノダブツタモノガ減ルコトニ
ナリマシテ、更ニ「コスト」ガ其處ニ減ルコ
トニナリマス、サウスルト其處ニ糖業其ノ
他ヲ考ヘマスル時ニハ、消費者側ノ立場ヲ
考慮シ、或ハ圈内ニ一ツノ製品トシテ「コス
ト」ヲ下ゲテ出スト云フ、兩様ノ觀點カラ考
ヘル餘地ガアルノデハナイカト云フ氣ガシ
マス、此ノ邊ニ付テ御氣付ノ點ガ若シアッタ
トスレバ、チヨット伺ヒタイト思ヒマス
ト思フノデスガ、先達テ是ハ茶ノコトデハ
アリマセヌガ、他ノ委員カラ御話ガアッタヤ
ウデアリマスガ、砂糖ノ「コスト」ガ「ジャ
ヴ」ト臺灣トノ差ガ、長官ハトト六ト、
斯ウ云フヤウニ御話ガアッタヤウニ聞キマ
シタガ、サウ云フ風デアリマスカ

○政府委員(齋藤樹君) 只今ノ御意見ハ御
尤モナ御意見ト存ジマスガ、先日東郷男爵
ノ最後ノ御質問ニ對シマシテ、我々ノ只今
ノ草案トシテ考ヘて居リマスル臺灣ノ六製
糖會社ノ力ノ結集ニ依ッテ、或ハ政府機關ト
シテノ強力ナル統制會社ノ如キモフヲ作り
タイト云フ考ヲ持ツテ居リマス所以ノモ
ノハ、一ツニハ此ノ生産竝ニ配給ノ統制ノ
圓滑ヲ期シマスルコトト、同時ニ又一面ニ於
キマシテハ、比較的の生産費ノ高イ臺灣竝ニ
何カ臺灣トシテハ此ノ勞力ヲ、或ハ福建ノ
方カラ人ヲ持ツテ來ルトカ、或ハ支那ニア
ル此ノ福建關係ノ、是ハ素人デ或ハ才笑ヒ話
ニナルカモ知レマセヌガ、支那ノ捕虜ヲ連
テ來ルトカ言ツタヤウナコトデ、勞力補給
ノコトヲ將來臺灣トシテハ事業遂行上ニ、
何カ今御考ヲ持ツテ居ルヤ否ヤト云フコト
ヲチヨット御伺ヒシタインデアリマス、
ノ不足ノ狀況ハ御說ノ通リデアリマス、所
在勞力ノ不足ヲ訴ヘテ居リマス、ノミナラ
ズ其ノ不足トシテ居リマスル勞力ノ中カラ、
トヲ御答ヲ申上ゲタノデアリマス、只今ノ

御質問モ大體同様ノ御趣旨ノヤウニ承リマ

シタ、其ノ點ニ付キマシテモ十分拔リナク

方針ヲ立テテ行キタイト云フ考ヲ持ツテ居

リマス、尙島内ノ製糖事業ニ付キマシテモ、

或程度ノ生産制限ガ免レ得ザルモノデアル

ト致シマスレバ、同時ニ或ハ經營ノ合理化

ニ依リ、若シクハ採算ノ極メテ困難ナル甘

蔗栽培地ノ整理ニ依リマシテ、其ノ他ノ方

法ヲモ講ジマシテ、生産費ノ低下ヲ圖ルト

云フコトモ一面ニ於キマシテハ研究ヲ致シ

テ居リマス、是等ノ點ニ付キマシテハ、凡

ソ斯様ナ考ヲ持ツテ居ルト云フ程度ニ御了

承ヲ得キタイト存ジマス

○三橋四郎次君 モウ一ツ御許シヲ願ヒマ

ス、臺灣デ仕事ヲスル者ガ今非常ニ困ルノ

ハ、内地モサウデアリマスガ、勞働デゴザ

イマス、又政府ニ於テ、今度大キナ大甲溪

ノヤウナ仕事が始ルト云フト、愈、勞働力ガ

必要ニナルノデアリマス、又現在臺灣デヤツ

テ居ル道路其ノ他ノ開發ニ、非常ニ手ガ

足ラスヤウニ御見受ケスルノデアリマス、

他ノ事業ニ關スルモノモ同様デアリマス、

何カ臺灣トシテハ此ノ勞力ヲ、或ハ福建ノ

方カラ人ヲ持ツテ來ルトカ、或ハ支那ニア

ル此ノ福建關係ノ、是ハ素人デ或ハ才笑ヒ話

ニナルカモ知レマセヌガ、支那ノ捕虜ヲ連

テ來ルトカ言ツタヤウナコトデ、勞力補給

ノコトヲ將來臺灣トシテハ事業遂行上ニ、

何カ今御考ヲ持ツテ居ルヤ否ヤト云フコト

ヲチヨット御伺ヒシタインデアリマス、

ノ不足ノ狀況ハ御說ノ通リデアリマス、所

在勞力ノ不足ヲ訴ヘテ居リマス、ノミナラ

ズ其ノ不足トシテ居リマスル勞力ノ中カラ、

作戦上必要ナ勞力ノ提供ハ尙萬難ヲ排シテ

字ヲ申上ゲマス、恐レ入リマスガ、此ノ數

マス、今日ノ所デハ色々々ナ複雜ナル關係力ラ、殊ニマダ南方作戰ノ中途ニアリマスル。今日ニ於キマシテハ、對岸カラ勞働者ヲ持ツテ來ルト云フコトニ相當ノ困難ガゴザイマスルノデ、島内ニ於ケル調節ノ組織ノ力ト、茲ニ婦人勞働力ノ利用ト、大體ニ於キマシテ此ノ二ツノ方策ニ依ツテ勞働力ノ確保ト云フコトニ努力ヲ致シテ居ルヤウナ状態デゴザイマス。

○三橋四郎次君 ドウモ有難ウゴザイマシタ

○委員長(子爵秋元春朝君) 皆様ニ申上ゲマスガ、マダ此ノ臺灣ノ事業公債ニ付テ二三質問ガアルノデアリマスガ、長官ガ丁度外ノ委員會ノ方へ行カレマシテ、直キ歸ラレルサウデアリマスカラ、ソレ迄此ノ問題ヲ保留致シテ置キマス、次ニ柳澤ナン、何カ力アリマス

○伯爵柳澤保承君 私ハ實ハ此ノ前ノ委員會ニ畫カラ差支ガゴザイマシタノデ、出ルコトガ出來ナカッタノデアリマス、或ハ其ノ間ニ御質問ガアツカト思マヒスガ、簡單ニ申上ゲマス、私ハ此ノ勞働者年金保險特別會計法デゴザイマス、之ニ付キマシテ本法適用ノ人員ダノ、掛金ノ豫想、積立金ノ額ガドレ位ト云フ大體ノ御豫想ヲ伺ヒタイノデアリマス

○政府委員(歌田千勝君) 勞働者年金保險ノ被保險者トナリマスル勞働者ノ數ニ付キマシテハ、本年ノ六月一日ニ實施施行サレルノデアリマシテ、即チ六月一日ノ現在ノ推算ト致シマシテ、一般被保險者ガ三百八萬餘人デゴザイマス、坑内夫、鑛山等ニ於ケル坑内ニ於ケル勞働者デアリマスガ、是ガ三十三萬九千、兩方合シマシテ三百四十

二萬ト云フモノガ概數デアリマス、尙保険料等ノ計算ヲ申上ゲタイト思マヒスガ、此ノ被保險者タル勞働者ヨリ徵收致シマス保険料ハ、率トシマシテ坑内夫ハ〇・〇八ト云フ率デゴザイマス、即チ十圓ニ付テ八十錢、一般被保險者ハ〇・〇六四、即チ十圓ニ付キマシテ六十四錢ト云フコトニナリマシテ、シテ出スコトニナルノデゴザイマス、次ニ收入保險料ノ推算ヲ申上ゲタイト思ヒマスガ、昭和十七年度ハ六月一日ヨリ施行サレマス關係上、今年度ニ於キマシテハ九箇月分ノ保險料ヲ徵收スルコトニナリマス、大體一億二千二百萬圓ト云フモノガ保險料本年度ノ推算デゴザイマス、尙昭和十八年度以降ニナリマスルト云フト、只今申上ゲタヤウニ保險料ヲ一年ニ亘ツテ徵收スル譯デアリマシテ、其ノ金額ハ凡ソ一億五千萬圓前後ニ相成ルコトニナリマス、是が年々蓄積サレテ來マシテ、其ノ間ニ保險給付ガアリマスレバ、是ハ費用トシテ支出スルノデアリマスガ、御承知ノ如ク一般勞働者ニ於キマシテハ、二十年ノ後ニ年金タル給付ヲ受ケルコトニナリマス、坑内夫ニ於キマシテハ十五年後ニ年金タル給付ヲ受ケルコトニナリマス、其ノ間或ハ脱退手當金ノ如キ、或ハ廢疾手當金ト云フ保險給付モアリマスガ、此ノ長年月ノ間、保險料トシテ取立テタモノヲ積立テマシテ、其ノ積立金ニ立上ゲマスレバ、十箇年致シマシテ二十億三

千四百萬圓、二十箇年致シマシテ四十六億五千二百萬圓、三十箇年ニ七十八億七千二百萬圓、五十箇年ニナリマシテ百億七千萬圓、斯ウ云フ數字ニナリマス、是ハ大體年三分五厘ノ計算デ其ノ複利計算ヲ致シタノデゴザイマス、斯ウ云フ積立金ニ依リマシテ、此ノ保険事業ノ運營遺憾ナキヲ期シテ行キタイ、斯ウ云フヤウナ大體目論見デアリマス

○伯爵柳澤保承君 ソコデ之ヲ拜見致シマスルト、第五條ニ「本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得」トアリ、非常ニ此ノ運用如何ガ大事ト思ヒマスガ、ソレニ對スル當局ノ現在ノ御考ハドウカ、今ノ福利施設ト云フコトモアリマシタガ、全體トシテドウ云フ風ニ運用ラシテ居ラレマスカ

○政府委員(樋口謹三君) 實ハ運用ニ關シマジテハ内寶ヲ申上ゲマスト、大藏當局ノ方トソレカラ保険院ノ方トデ具體的ノコトヲ交渉中ナモノデアリマスカラ、ハッキリトシタコトヲマダ申上ゲルコトガ出來兼ネテ居ルヤウナ事情デアリマスガ、法律ノ原案ヲ見マスト是ハ大藏省預金部ヘ預ケテ、預金部デ運用スルト云フコトニナルノデアリマスガ、ドウ云フ風ナ運用ニ行キマスカ、是ハ現在色々ナ會計デ色々ナ形ガアリマシテ、預金部デ單純ニ外ノ預金、例ヘバ郵便貯金ナドニ於キマスルヤウニ單純ニ計畫ヲテ居ル、即チ保險院デアリマスガ、ソレデ別會計、私ノ方デヤツテ居リマスガ、ソレ等ノ運用ハ全部特別會計ニ屬スル仕事ヲヤツテ居ク、併シソレニ付キマシテモ金融ナヤツテ行ク、併シソレニ付キマシテモ金融ナシテ運用シテ行クモノモアリ、又簡易保險特

連絡ト申シマセウカ、サウ云フヤウナ委員
會ナシカ出來マシテ、其ノ方ノ注文モ受ケ
マシテ、ソレニ應ジテ運用シテ居リ、非常
ニ「スムーズ」ニ參ッテ居リマス、併シ形式ヘ簡
易保険一手デヤッテ居ルト云フ形デアリマ
ス、實際ハ大藏省ト連絡ヲ執リマシテ、國
策ノ目的ニ合フヤウニヤッテ居リマス、サウ
云フコトニ付テ色々ナ形ハアリマス、例ヘ
バ朝鮮ノ簡易保險ト云フヤウナモノハ全部
ヲ預金部ニ預ケ入レテ、サウシテ其ノ代リ
又大體包括的ニ、全體ヲ朝鮮ノ特殊事情ニ
應ズルヤウニ運用スルヤウナコトヲヤッテ居
リマス、色々ナ形ガアリマスルガ、只今申
上ダグヤウニ大藏當局トドウ云フ形式デヤ
ルカト云フコトヲ打合セ申ニ屬シマスノデ、
具體的ニ今斯ウ云フヤウナ形式デト云フコ
トヲチヨグト申上ダ兼ネルヤウナ立場ニナツ
テ居リマス

ニ付テ一方反対ノヤウナ、反対ト云フ程デモアリマセヌガ、懸念スル方面カラ色々話ガアツテ、サウ云フコトデ島ガ付イタノデアリマスガ、サウ云フ風ニ御審議ヲ願ツタヤウナ事情モアリマシタ、經緯ハ其ノ外色々内部デモ細カイ色々ナ話モ進メマシタヤウナ譯デスガ、厚生當局ノ方ト致シマシテハ、是ハ無論サウ云フヤウナ經緯カラ労働者ノ方へ出來ルダケ多ク還元シタイト云フ希望ハ持ツテ居リマスガ、一方今日ノ情勢カラ言ツテ金融ノ統制ト申シマセウカ、一手ニ集メテ、國策ニ副フヤウニ運用シタラ宜イト云フヤウナコトノ必要モアルグラウト思ヒマシテ、ソレ等ノ點ヲ兩方考慮シテ決定スル外ハナイモノト思ッテ居リマスガ、若シ私ノ方ノ立場ダケヲ考ヘレバ、労働者ト方へ還元ヲ多クシタイ、労働者ト云フト語弊ガアリマズケレドモ、產業ノ方面ニ多ク還元シタイト云フ考ヲ持ツテ居リマスガ、併シ又一方今日ノ國策ニ副フヤウナ方面ヲモ考ヘナケレバナラスモノデスカラ、私等ノ方ノ今迄ノ希望通リニヤルト云フコトモ如何カト云フ風ニ考ヘテ居ルヤウナ次第アリマス

朝鮮事業公債法ニ付テ一ツ保留シテアッタ問題ガアルト思ヒマスガ、公債ノ色々ナ種類ガ發行サレルノデスガ、其ノ内ニ少額ノ債券ガ矢張リ朝鮮ニ於テモ同様ニ發行サレテ居ルト思ヒマスガ、噂ニ依リマスト成績甚ダ芳シクナイト云フヤウナコトヲ聞イテ居リマスガ、實際ノ實情ハドンナ風ニナッテ居リマスカ、御説明ヲ願ヒタイ。

○政府委員(水田直昌君) 朝鮮ニ於キマシテ國債、貯蓄債券等ノ時局ニ伴ヒマスル債券ノ賣行ハ餘リ面白クナイヤノ噂ガアルガ、實情ハドウカトノ御尋ニアリマスガ、毎年中央ノ當局カラ朝鮮ニ於テ國債ハ凡ソドレダケ、貯蓄債券ハドレダケ、報國債券ハドレダケト云フ賣捌ノ割當ヲ受ケルノデアリマスガ、其ノ實績ニ付キマシテ數字ヲ申上ゲテ御了解ヲ得タイト存ジマス、昨年ノ十一月末迄ノ計數ニアリマスルガ、中央當局ヨリ割當ヲ受ケマシタノガ、總テ概數ニ村テ申上ゲマスガ、國債ガ三千二百五十一萬圓ニアリマス、賣上ノ實績ガ四千二百二十萬圓、貯蓄債券ハ千四百三十萬圓、ソレニ對スル實績ガ千五百八十萬圓、報國債券ノ割當が極ク小額ナ一圓券モ含メマシテ、千六十萬圓ノ割當ニ對シマシテ、實績ガ千百七十五萬圓ト云フコトニ相成ッテ居リマス、全部合計致シマスルト割當ヲ受ケマシタノガ約五千七百四十萬圓、ソレニ對シマシテ總額ハ甚ダ少クアリマスルガ、大シテ賣上ノ實績ハ約六千九百七十萬圓、大體割當ニ對シマシテ二割程度ノ増加ノ賣上ヲ示シテ居ル次第アリマシテ、計數ト致シマシテ總額ハ甚ダ少クアリマスルガ、大體中央當局ヨリ割當ヲ受ケマシタモノニ對シマシテハ、若干ソレ以上消化ヲ致シテ居ルト云フ實績ニ相成ッテ居リマス、唯、只今

御指摘ノヤウナ御意見ガ出マスルノハドウ
云フ點ニアルカトフ云コトヲ、私實績ニ依シ
テ忖度致シマスルト貯蓄債券、報國債券ナ
ドハ割増金ガ附キマスノデ、朝鮮人トシマ
シテハ割合ニ喜ンデ購入ヲ致スノデアリマ
スガ、國債ハ御承知ノヤウニ利率ガ、純利
廻リガ三分六厘前後ト云フコトデアリマシ
テ、別ニ割増金ガ附キマセヌ、國債ガ三千
二百五十萬圓ニ對シ實績ガ四千二百二十萬
圓、割當ニ對シマシテ三割程度増加致シテ
居リマスガ、實ハ此ノ國債ノ賣行實績ノ過
半數ハ内地人ノ購入ニ係ツテ居ルモノニア
リマス、國債ノ朝鮮人方面ニ對スル賣上ガ
芳シクナイ、此ノ點ガ只今御質疑ノ出タ一
ツノ因デヤナカラウカト、斯ウ忖度致スノ
デアリマスガ、國債ニ付キマシテ朝鮮人側
ノ賣行ガ比較的鈍化ズル、宜シクナイト云
フノハ色々々原因ガアリマスガ、考ヘマスル
ニ大體朝鮮ニ於キマシテハ、資產ヲ蓄積ス
ル手段ト致シマシテ、土地ト云フモノニ古
來カラ非常ニ重キヲ置イテ居リマシテ、詰リ土
地ニ對スル投資ト云フコトノ考ヘ方ガ古來
カラノ習慣トシマシテ非常ニ強イト云フ點
ニ其ノ點ガ相違致シテ居リマシテ、詰リ土
マシテ此ノ金ナドノ形ニ於テ資產ヲ蓄積ス
ルト云フコトガ、臺灣人ナドニ較ベテ非常
ニ點ガ相違致シテ居リマシテ、詰リ土
地ニ對スル投資ト云フコトノ考ヘ方ガ古來
カラノ習慣トシマシテ非常ニ強イト云フ點
ガ一ツデアリマス、尙經濟ガマダ比較的一
般トシマシテ進ンデ居リマセヌ、從ヒマシ
テ國債ヲ含ミマシタ有價證券、株券トカ、
社債トカ云フ有價證券ト云フモノニ對
スル何ト申シマスカ、訓練ト申シマス
カ、理解ト申シマスカ、是ガマダナカノ、
我々内地人ノ考ヘマスヤウニ十分ニ届イテ
居リマセヌト云フノガ大體ノ原因デアラウ
ト思ヒマス、尙公債ノ利廻リト云フ點、是

ハモウ私益ダケノ考ヘ方デアリマスガ、利
廻リガ割合ニ低イ、採算上現實的ニ割合ニ
有利ナ方面ニ金ガアレバ向ケヨウト云フ、
是ハ無論免レ難イ個人的利害ノ問題デアリ
マス、朝鮮ノ利廻リハ何ト申シマシテモ
マダ資本ガ甚ダ貧弱デアリマスノデ、例ヘ
バ預金ノ利子ナドニ致シマシテモ、内地デ
ハ東京デ銀行ノ六箇月以上ノ定期預金ガ年
三分三厘ト云フコトニ相成ダ居リマスガ、
ソレニ對シマシテ朝鮮ハ最近ドンヽ金利
ヲ下ゲテ居ル方向ニ進ンデ居リマスケレド
モ、尙定期預金ノ三分三厘ニ對シマシテ、
京城ノ所謂甲種銀行…朝鮮銀行トカ殖産
銀行トカ云フ一流ノ銀行ニ於キマシテハ、
一厘高ノ三分四厘、二流銀行ハ三分七厘ト
ニ致シマシテモ、内地ハ二分七厘六毛デゴ
ザイマスルガ、ソレニ對シマシテ朝鮮ハ三
厘六毛高ク三分一厘二毛ト云フ風ノ利子ヲ
附ケテ居ルノデアリマス、要シマスルニ、
資金ノ蓄積ガ比較的尙貧弱デアリマスルノ
デ、他ノ全般ノ利廻リガ比較的高イト云フ
コトモ、此ノ國債ト云フモノニ對スル朝鮮
人ノ消化率ガ比較的宜シクナイト云フ一ツ
ノ原因デアラウト存ズルメニアリマス、何
レニ致シマシテモ國債、貯蓄債券、報國債
券ナドノ消化ハ時局柄必要ナコトデアリマ
ズルノデ、理由ノ如何ニ拘ラズ總督府ノ當
局ト致シマジテハ、此ノ全鮮ノ内ニ時局認
識ヲ深メル總力運動ト云フモノヲ展開シテ
居リマスルガ、總督府ハ勿論デアリマスル
ガ、其ノ總力運動ヲ通ジマシテ時局ノ認識
及ビ公債トカ、斯ウ云フモノニ付テノ認識
ヲ徹底セシメマシテ、尙將來ノ消化ニ付キ

マシテ十全ヲ期スルヤウニ致シタイト存ズ
ル所デアリマス
○委員長(子爵秋元春朝君) 告サンニ御諮詢
リ致シタインデスガ、此ノ臺灣事業公債ニ
マダ質問ガ一ツ保留シテアリマスガ、少シ
時間ガアルヤウデアリマスカラ、是ハ是ト
シテ、之ヲ除キマシテ、其ノ外ノ十四法案ニ
ニ對シマシテハ全部質問ハ終了シタト云フ
コトニ心得テ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト
認メマス(質問モ大體終了致シマシタカラ、
今度ハ討論ニ入り採決ヲ致シタイト思ヒマ
ス、先づ各案ニ付テ一々討論ヲ願ヒ且採決
致シテ参リマス、第一ニ昭和十五年法律第
六十九號中改正法律案、之ヲ議題ニ供シ討
論ヲ願ヒマス
○村上恭一君 此ノ法律案ハ支那事變ニ關
此ノ改正ハ、數量ニ於キマシテハ固ヨリ當然
ナコトト思ヒマス、唯金額デアリマス、是
ハ御承知ノ通リ交付公債デアリマスノデ、
スルト云フノガ改正案ノ内容デゴザイマス、
スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ノ法
律デゴザイマス、此ノ公債發行金額ヲ増加
シ付キマシテモ、敢テ申添ヘルコトハゴザ
イマセヌ、私ガ特ニ申添ヘタイト思ヒマス
ノハ文官ノ行賞ノ範圍デゴザイマス、之ヲ
不當ニ擴ゲナイヤウニ、是ガ爲ニ濫賞ト
云フヤウナ弊ニ陷ルコトガナイヤウニト
云フコトヲ、私ハ此ノ場合ニ於テ力説シタ
イノデゴザイマス、文官ニ對スル行賞ノ範
圍、ソレハ要スルニ戰爭ニ關スル事務ニ從
事シタモノト云フコトデアリマセウガ、之
ノ戰爭ニ關スル事務ト云フコトハ、見方ニ
居リマスル澤山ノ案件ノ中ニ、他ニモ公債
發行ノ分ガゴザイマスガ、アノ赤字公債デ
アリマストカ、或ハ軍事費公債デアリマス
トカ云フヤウナノハ、金額ハ頗ル多クナッテ
居リマス、併シ是ハ歲入ノ缺陷ヲ補填スル
爲ノ公債發行デゴザイマス、既ニ其ノ歲入
歲出ノ豫算ガ承認セラレマシテ、サウシテ
他ニ財源ガナニ以上ハ、其ノ歲入ノ缺陷ヲ
補填スル爲ニ公債ヲ發行スル外ハナイノデ

此ノ改正ハ數量ニ於キマシテハ固ヨリ當然
ナコトト思ヒマス、唯金額デアリマス、是
ハ御承知ノ通リ交付公債デアリマスノデ、
スルト云フノガ改正案ノ内容デゴザイマス、
スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ノ法
律デゴザイマス、此ノ公債發行金額ヲ増加
シ付キマシテモ、敢テ申添ヘルコトハゴザ
イマセヌ、私ガ特ニ申添ヘタイト思ヒマス
モ是ヲ承認スル外ナイト思ヒマスガ、唯此
ノ交付公債ヲ以て行賞ヲ行ビマス際、其
ノ行賞ノ範圍ニ付キマシテハ、政府當局ニ
於テ深甚ナル考慮ヲ加ヘラレタイト私ハ認
ムノデアリマス、ソレモ陸海軍ノ軍人軍屬
ノ行賞ノ範圍ニ付キマシテハ、政府當局ニ
個ニ屬スルコトヲ申上ゲマシテ甚ダ廣キニ
モ是ヲ承認スル外ナイト思ヒマスガ、唯此
ノ交付公債ヲ以て行賞ヲ行ビマス際、其
ノ後デ矢張リ論功行賞ヲ受ケタノデアリ
マス、其ノ行賞ハ誠ニ有難イ御沙汰デハア
ザイマセヌガ、又軍部ノ官吏以外ノ民間人
ニ付キマシテモ、敢テ申添ヘルコトハゴザ
イマセヌ、私ガ特ニ申添ヘタイト思ヒマス
ニ付キマシテハ、此ノ際申上ガルコトハゴ
ザイマセヌガ、又軍部ノ官吏以外ノ民間人
ニ付キマシテモ、敢テ申添ヘルコトハゴザ
イマセヌ、私ガ特ニ申添ヘタイト思ヒマス
ノト持ツコトガナイデモアリマセヌ、自分一
個ニ屬スルコトヲ申上ゲマシテ甚ダ廣キニ
モ是ヲ承認スル外ナイト思ヒマスガ、唯此
ノ交付公債ヲ以て行賞ヲ行ビマス際、其
ノ後デ矢張リ論功行賞ヲ受ケタノデアリ
マス、其ノ行賞ハ誠ニ有難イ御沙汰デハア
ザイマセヌガ、果シテ私共迄其ノヤウナ行賞
ニ付キマシテモ、敢テ申添ヘルコトハゴザ
イマセヌ、私ガ特ニ申添ヘタイト思ヒマス
ノト持ツコトガナイデモアリマセヌ、自分一
個ニ屬スルコトヲ申上ゲマシテ甚ダ廣キニ
モ是ヲ承認スル外ナイト思ヒマスガ、唯此
ノ交付公債ヲ以て行賞ヲ行ビマス際、其
ノ後デ矢張リ論功行賞ヲ受ケタノデアリ
マス、其ノ行賞ハ誠ニ有難イ御沙汰デハア
ザイマセヌカ、ナケレバ討論ハ終結シタモ
ノト認メマス、是ヨリ採決ニ入りマス、本
案ハ原案通り可決スルト云フコトニ御異議
ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト
認メマス、仍テ全會一致原案通り本案ハ
可決ニ相成リマシタ、先程チヨット申上ゲマ
シタガ、臺灣事業公債法中改正法律案ニ一
點質疑ガ残ッテ居リマス、此ノ點ヲ此ノ間ニ
挿ミマシテ質疑ヲ續行シタイト思ヒマス
○政府委員(齋藤樹君) 先達テノ東郷男爵
ノ御質問ニ對シマシテ御答ヲ申上ゲマス、
臺灣總督府ガ設ケラレマシタ當時、又我ガ
國ト致シマシテハ相當先覺者ト目セラル
人々ガ臺灣ヲ根據トシテ或ハ福建省ヲ考
へ、若シクハ臺灣ヲ根據トシテ南洋方面ヲ
考ヘタト云フ程度デアリマシテ、國ノ政治
ノ内容トシテ、若シクハ又國民ノ多數ガ南

アリマス、私共ガ此ノ委員會ニ於キマシテ
赤字公債トカ、軍事費公債トカノ増加案ヲ
議決シマスルコトモ何トナク肩ガ輕イヤウ
シテ、之ヲ除キマシテ、其ノ外ノ十四法案ニ
ニ對シマシテハ全部質問ハ終了シタト云フ
コトニ心得テ御異議ゴザイマセヌカ

此ノ金額ヲ承認スルニ付キマシテ、吾々此
ノ委員會ノ責任ハ一層重キヲ感ズルヤウニ
私ハ思ヒマス、併シナガラ此ノ金額ガ多過
ギルト云フヤウナコトヲ断定スル資料ハ吾
吾持合セテ居リマセヌノデアリマスカラ、
政府當局ニ於キマシテ相當ノ見越シヲ立て
テ、此ノ金額ノ算出ヲナサッタ以上ハ、吾々
モ是ヲ承認スル外ナイト思ヒマスガ、唯此
ノ交付公債ヲ以て行賞ヲ行ビマス際、其
ノ行賞ノ範圍ニ付キマシテハ、政府當局ニ
ヲ持ツコトガナイデモアリマセヌ、自分一
個ニ屬スルコトヲ申上ゲマシテ甚ダ廣キニ
モ是ヲ承認スル外ナイト思ヒマスガ、唯此
ノ交付公債ヲ以て行賞ヲ行ビマス際、其
ノ後デ矢張リ論功行賞ヲ受ケタノデアリ
マス、其ノ行賞ハ誠ニ有難イ御沙汰デハア
ザイマセヌガ、果シテ私共迄其ノヤウナ行賞
ニ付キマシテモ、敢テ申添ヘルコトハゴザ
イマセヌ、私ガ特ニ申添ヘタイト思ヒマス
ノト持ツコトガナイデモアリマセヌ、自分一
個ニ屬スルコトヲ申上ゲマシテ甚ダ廣キニ
モ是ヲ承認スル外ナイト思ヒマスガ、唯此
ノ交付公債ヲ以て行賞ヲ行ビマス際、其
ノ後デ矢張リ論功行賞ヲ受ケタノデアリ
マス、其ノ行賞ハ誠ニ有難イ御沙汰デハア
ザイマセヌカ、ナケレバ討論ハ終結シタモ
ノト認メマス、是ヨリ採決ニ入りマス、本
案ハ原案通り可決スルト云フコトニ御異議
ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト
認メマス、仍テ全會一致原案通り本案ハ
可決ニ相成リマシタ、先程チヨット申上ゲマ
シタガ、臺灣事業公債法中改正法律案ニ一
點質疑ガ残ッテ居リマス、此ノ點ヲ此ノ間ニ
挿ミマシテ質疑ヲ續行シタイト思ヒマス
○政府委員(齋藤樹君) 先達テノ東郷男爵
ノ御質問ニ對シマシテ御答ヲ申上ゲマス、
臺灣總督府ガ設ケラレマシタ當時、又我ガ
國ト致シマシテハ相當先覺者ト目セラル
人々ガ臺灣ヲ根據トシテ或ハ福建省ヲ考
へ、若シクハ臺灣ヲ根據トシテ南洋方面ヲ
考ヘタト云フ程度デアリマシテ、國ノ政治
ノ内容トシテ、若シクハ又國民ノ多數ガ南

方ニ著目・スルト云フ・ヤウナ情勢ガナカツタ
ノデアリマスガ、臺灣總督府ト致シマシテ
ハ、臺灣統治ノ使命ガ謂ハバ臺灣ヲ根據ト
シテ南支、南洋ニ我が國ノ文化或ハ經濟ニ
關スル力ヲ伸バズベキ立場ニ置カレテ居ル
ト云フ其ノ自覺ニ基キマシテ、南進ニ付キ
マシテノ、臺灣トシテノ御奉公ニ付テハ努
力ヲ繼續シ來ツテ居ル、今日臺灣總督府ノ豫
算ノ中ニ南支南洋施設費ト云フ科目ガゴザ
イマスルガ、此ノ南支南洋施設費ノ濫觴
ハ明治三十三年デアリマス、其ノ後累年
此ノ南支南洋施設費ノ支辨ニ依リマシテ、
或ハ學校ノ設立ニ依リマシテ、南支南洋ニ
於ケル在留邦人、臺灣籍民及支那人ナドノ
教育若シクハ又病院ノ經營、或ハ新聞ノ
經營、更ニ進ミマシテハ邦人企業ノ助成
ト云フヤウナ各方面ニ努力ヲ續ケ來ツテ居
リマス、昭和十六年度ニ於キマシテノ南支
南洋施設費ハ八百萬圓、昭和十七年度ニ於
キマシテモ稍ミソレニ増額ヲ見テ居ルヤウナ
状態デアリマス、勿論我ガ國ノ、國家トシ
テ若シクハ又民間企業者トシテ、南方ニ對
スル投資ノ總額ガ、或ハ英國、「オランダ」
等ノソレニ比較致シマスレバ、極メテ僅カ
デアルコトハ已ムヲ得ナイノデアリマスケ
レドモ、併シ今日ニ於キマシテ南支方面或
ハ南洋方面ニ相當ノ邦人ノ投資ガ行ハレ、
邦人ノ企業ガ進出致シマシテ、今日アルヲ
得テ居ル「ツノ原因ハ、未ダ中央ニ於テ太
ナル關心ノ拂ハレナカッタ時代カラ臺灣總
督府トシテ其ノ方面ニ隱レタル努力ヲ拂ヒ
來ツカトモ、我々ト致シマシテハ考ヘテ居
ノデアリマス、勿論色々國際關係カラ臺灣
總督府ト致シマシテハ、中央政府カラモ相

當才小言ヲ頂戴シ、若シクハ相當程度ノ制
限ヲ受ケタ事實モ再々アッタノデアリマス
ルガ、何レニ致シマシテモ明治三十三年以
來、臺灣總督府ノ南支南洋施設費ガ年ヲ逐
々毎ニ其ノ數字ヲ増シテ參リマシタコトハ
隠レノナイ事實デアルノデアリマス、併シ
ナガラ此ノ明治時代ニ於キマシテモ、臺灣
ガ南支並ニ南洋各地ニ對シテ其ノ手ヲ延バ
シマシタコトハ、南支南洋施設費ダケニ依ッ
テ賄ヒマスル事業費ダケデハナインデアリ
マシテ、謂ハバ臺灣コソハ日本ノ前衛隊ト
シテ、南方ニ延ビ行ク一ツノ踏石デアルト
云フ立場ニ於キマシテ、他ノ費目ニ於キマ
シテモ或ハ航路補助、或ハ通商振興、若シ
クハ企業進出等ニ付テハ有ラユル方法ニ依
ル政策ヲ講ジ來ツテ居ツタノデアリマス、殊
ニ臺灣人ハ漢民族デアリマスノデ、此ノ漢
民族ガ眞ニ心カラ我々大和民族ト一體トナ
クノ如キ事業ヲ直チニ復舊擴充致
シマスルト共ニ、郵便事業、電信事業、鐵
道事業等ノ復興ニ付キマシテハ、殆ド軍ノ
要求ノマニノ物ト人トヲ提供致シマシテ
其ノ局ニ當リ、更ニ其ノ後ニ於ケル運營ニ
付キマシテモ、相當ノ職員ヲ派遣シテ之ヲ
引受ケ來ツテ居ルノデアリマス、或ハ電氣
水道等ノ施設ニ付キマシテハ臺灣拓殖株式
會社、臺灣電力株式會社ナドガ其ノ衝ニ當
リマシテ、又其ノ後ニ於ケル維持經營ニ付キ
マシテモ、或程度ニ御引受ケシテ今日ニ
至ツテ居ルヤウナ狀態デアリマス、是等ノ事
業ガ多種多様ニ瓦リ、事業地域ガ廣汎ニナ
リマスルニ連レテ、總督府トシテモ是等事
務ヲ總括致シマスル爲ノ必要ヲ感ジマシタ
ノデ、總督府内ニハ外事部ヲ設ケ、又現地
ニハ各地ニ事務官ヲ主班トスル出張所ヲ設
ケタヤウナ次第アリマス、總督府ノ代行
機關デアリマスル財團法人博愛會ガ事變前
カラ經營シテ居リマシタ厦门、廣東、汕頭
ノ病院ヲ復舊擴充致シマスルト共ニ、廣東
附近ニ於キマシテハ佛山及中山縣、又汕頭
近クノ潮州、是等ノ土地ニ病院ヲ開設致シ
マシテ、在留邦人ノ診療ハ固ヨリ、一般支

間ニ色々ナ經過ヲ辿ツテ參ツテ居ルノデハア
リマスルケレドモ、只今其ノ經過ヲ申上
ゲマスルコトハ煩鎖デアリマスルカラ、現
在南支及南洋ニ於テヤツテ居リマスル事柄
ヲ、極ク搔摘ンデ事項ダケヲ竝ベテ申上げ
ル程度デ御諒承フ願ヒタイト思ヒマス、先
づ南支各地ニ對スル施設デアリマスルガ、
昭和十三年五月廈門ガ攻略セラレマシテ、
其ノ後、廣東、海南島、汕頭等ガ相次イデ
占領セラル、ニ從ヒマシテ、臺灣總督府
ハ從前カラノ施設デアリマシタ所ノ學校、
病院、新聞ノ如キ事業ヲ直チニ復舊擴充致
シマスルト共ニ、郵便事業、電信事業、鐵
道事業等ノ復興ニ付キマシテハ、殆ド軍ノ
要求ノマニノ物ト人トヲ提供致シマシテ
其ノ局ニ當リ、更ニ其ノ後ニ於ケル運營ニ
付キマシテモ、相當ノ職員ヲ派遣シテ之ヲ
引受ケ來ツテ居ルノデアリマス、或ハ電氣
水道等ノ施設ニ付キマシテハ臺灣拓殖株式
會社、臺灣電力株式會社ナドガ其ノ衝ニ當
リマシテ、又其ノ後ニ於ケル維持經營ニ付キ
マシテモ、或程度ニ御引受ケシテ今日ニ
至ツテ居ルヤウナ狀態デアリマス、是等ノ事
業ガ多種多様ニ瓦リ、事業地域ガ廣汎ニナ
リマスルニ連レテ、總督府トシテモ是等事
務ヲ總括致シマスル爲ノ必要ヲ感ジマシタ
ノデ、總督府内ニハ外事部ヲ設ケ、又現地
ニハ各地ニ事務官ヲ主班トスル出張所ヲ設
ケタヤウナ次第アリマス、總督府ノ代行
機關デアリマスル財團法人博愛會ガ事變前
カラ經營シテ居リマシタ厦门、廣東、汕頭
ノ病院ヲ復舊擴充致シマスルト共ニ、廣東
附近ニ於キマシテハ佛山及中山縣、又汕頭
近クノ潮州、是等ノ土地ニ病院ヲ開設致シ
マス、十七年度ニ於キマシテハ更ニ之ヲ擴
充致シマシテ、海南島ノ海口ニ國民學校ヲ
開設致シマスルノト、又廈門ノ商業學校ニ

八

モ臺灣カラ教員ヲ派遣致シマスル等ノ計畫
ヲ持ッテ居リマスルノデ、派遣教員ノ總數ハ
榮會が日本語ノ講習或ハ育英事業、施療院等
スルガ、是ハ南支及海南島ノ各地ニ於テ其

員ノ數ヲ御参考迄ニ申上ガマスレバ、鐵道ノ關係ニ於キマシテ五百四十名、遞信關係

百三名ニ上ル豫定デアリマス、新聞事業ニ付キマシテハ、古ク臺灣ニ善隣協會ト云フ業、映畫館ノ經營、巡回映寫、救護事業、雜誌ノ發行ト云フヤウナ仕事ヲ尙活潑ニ今

財團ヲ設立致シマシテ、福州竝ニ廈門デ新
聞ノ發行ヲシテ來テ居ラタノデアリマスル
事、再び、元該後之元ノ第ニ夏門ノ新聞所日報
日經營致シテ居リマス、又共榮印書館ト云
フ謂ハバ出版屋、本屋ノ經營致シテ居ルノ
アリマスニ、此之ヲ一ヘ半支裏草、百面

人員外デアリマスルガ、南支及海南島ニ於ケル電信事業ハ一切總督府ノ遞信部ガ引受

ケマシテ、直接現在經營ニ繰ケテ來テ居リ、
ス、——、尙ホ南洋ト我ガ國トノ間ノ經濟
提携域ハ交化交隣等ヲ目的ト致シマスル各

テ、何レモ其ノ地唯一ノ漢字新聞トシテ相當ノ效果ヲ擧ゲテ居ルノデアリマス、是等ノ新シマシテ、其ノ他ノ占領地各地ニ散在致シテ居リマス、以上ノ外廓團體ニ實施セシム

種團體ニ對スル助成八年來繼續シテ居リマ
スルガ、昭和十五年度ニ於キマシテ新タニ

聞ハ昨年度カラ興亞院ノ監督ヲ受ケルコト
トナリマシタケレドモ、經營ハ依然トシテ
マスル事業ノ外ニ、臺灣總督府自身ト致シ
マシテモ或ハ留学生ノ招致デアルトカ、若
ハ新開口ニシテ、其三等、

臺灣南方協會ヲ設立致シマシテ、南方圈ニ
於ケル各種ノ調査竝ニ南方進出ニ備ヘマス

臺灣ノ華陽協會カ之ニ當、テ居ルガ第ニアリ
マス、昭和十三年カラ香港ニ於キマシテ
香港日報ノ經營シテ來テ居リマスルガ、杭
シクハ新聞記者、學生等ノ國際的ノ集り
各種ノ競技會ノ開催、觀光團ノ誘致ト云フ
ヤウナ事業モ隨時實施シテ居リマスルガ

ル人材ノ養成ニ當テシメ來シテ居リマヌ又
民間ノ寄附金ニ依リマシテ財團法人南方資
料館ヲ設立致シタノデアリマスルガ、

別ニ南方協會、大亞細亞協會ト云フヤウナ「アソシエーション」ノ仕事デアリマス所

南方資料館ハ臺灣總督府ヲ初メ、臺灣ニ存
スル南洋ニ關スル貴重ナル資料ヲ蒐集

ノ大東亞戰爭勃發前、即チ昨年六七月ノ頃
カラ殆ド香港日報ハ發行停止ニ近イ取扱ヲ
ノ文化交驛、調査研究、提携促進ト云フヤ
ウナコトヲ目的ト致シマスル事業ニ對シマス

整理致シマシテ、各方面ノ使用ニ供シテ居ルノデアリマス、是等ノ施設ガ今後我

受ダテ參ニ居ルノアリマスカ先日香港攻略ト共ニ、香港日報ハ直チニ再ビ其ノ發行ヲ讀カテ來テ居リマス、サウシテ是等シテハ多年補助金ヲ交付致シマシテ今日ニ至ツテ居ルノアリマス、次ニ經濟的ノ施設ト致シマシテ、臺灣總督府ハ臺灣銀行及

カ國ノ南方經營ニ貢獻スルコトモ蓋シ觀ガ
ラザルモノガアラウト存ジマス、以上申上
ゲマシタノハ向レモ現地ニ於ケル、又ハ現

ノ漢字新聞ガ南支各地ニ於テ發行セラレマ
スルノト前後致シマシテ、臺灣島内ニ於キ
華南銀行ヲ通ジマシテ、各地ノ邦人企業及
ビ申小商工業者ノ組織スル金融組合ヲ助成

地ニ對スル施設デアリマスルガ、臺灣總督府ノ島内ニ於テ經營致シテ居リマスル

マシテハ一齊ニ各新聞ガ漢字面ヲ廢止致シ
マシタノデアリマシテ、支那ニ於ケル是等
シテ參リマシタコトハ廣ク御承知ノ方ガ多
イト存ジマスルガ、昭和十年特ニ南支、南
支ニ于門、開幕セラ。也ニ計ニシテ、

各種ノ試驗所、研究所並ニ臺北帝國大學其ノ他ノ學校ハ何レモ其ノ對象ヲ南方ニ求メ

漢字新聞ハ編輯其ノ他ニ木キマシテハ、多數ノ本島人ノ活躍ヲ期待スルコトガ出來マシテ、新聞事業其ノモノノ爲ニハ留ヨリ、洋ニ於ケル邦人拓殖事業ノ進展ニ拍車ニ挂マスル目的ヲ以テ、臺灣拓殖株式會社ヲ設立致シタノデアリマスルガ、事變以來臺灣

マシテ、帝國國力ノ南進ニ對シテ飢餓ナキ
研究ヲ續ケテ居ル狀態デアリマシテ、昭和
十七年夏ニ於キマシテハ、新タニ臺北帝國

臺灣統治上ニ於キマシテモ誠ニ好マシキ結果ヲ呈シタヤウナ狀態デアリマス、尙廈門拓殖株式會社ガ南支ニ於テ實施致シマシタル事業ハ相當多方面ニ亘ツテ居リマス、廣東

大學 = 南方文化研究所及南方資源科學研究
所ヲ設立致シマシテ、一層其ノ方面ノ研究

攻略ノ直後、臺灣關係有識者、一ツノ力ニ依リマシテ、日華ノ親善提携ヲ目的トスルニ於キマシテハ電氣水道ノ復舊ヲ爲シ、現在ハ水道事業ノ委託經營ヲ受ケ、又別ニ農

ヲ促進スル考デ居ルノデアリマス、尙其ノ
他南洋各島々ニ對シテ、臺灣トシテ施設シ

林業 建築事業 鑄物ノ採掘及ヒ買入ヲ經

此ノ方面ノ各島々ハ、現ニ尙作戰中デアリ
マスノデ、或ハ申上ゲマスコトヲ差控ヘタ
方ガ宜イノデハナイカト考ヘラレル點モゴ
ザイマス、若シ御要求ガアリマスレバ、或
ハ臺灣拓殖株式會社ガ其ノ子會社トシテ、
「フィリッピン」若シクハ「ジャヴァ」其ノ他
ノ地方ニ設立致シマシテ、經營致シテ居リ
マスヤウナ事業ニ付テハ、或程度迄申上ゲ
ルコトハ出來ルカト存ジマス、此ノ點ハ若
シ御要求ガナケレバ南方各島々ニ付テノ事
業ニ付テハ、或ハ御許シヲ願ツタ方ガ適當
デハナイカト存ジマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御發議モ
ナイヤウデゴザイマスカラ、臺灣事業公債
法中改正法律案ノ質疑應答ハ終了シタモノ
ト認メテ差支ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト
認メテ終了シタモノト認メマス、就キマシ
テハ只今御説明ノアリマシタ中、南洋ニ關
計ラヒマス、臺灣事業公債法中改正法律案、
之ノ討論ニ入りタイト思ヒマス、御意見ノ
開陳ヲ願ヒマス

○男爵東郷安君 私ハ此ノ法案ニ付テ特ニ
目立ツ總督府ノ新事業デアル大甲溪水力發
電事業ニ付テ一言申述ベタイト思フノデア
リマスガ、先般御説明ヲ承リマシタ所ニ依
ルト、先年完成致シマシタ日月潭水力電氣
ノ出力ニ較ベテ、數倍ノ大規模ノモノヲ新
タニ計畫サレル、而シテ時勢ノ推移ハ斯カ
ル大規模ノモノモ、先年ノ議會其ノ他ニ於
テ現レタアノ經過ヲ顧ミテ、誠ニ感慨深キ
モノガアルノデアリマス、而シテ其ノ事業

ノ目的トスル出力ノ約三分ノ二ハ、目下最
モ緊要トスル高「オクタン」價ノ航空燃料ノ
產出ニアルト云フコトデアリマス、併シ此
ノ方法ハ如何ナル方法過程ヲ採ラレルノデ
アリマスルカ、先達テ御説明ノ天然瓦斯ノ
操作ニ依ルト云フコトダケデハ、實ハマダ
私共十分諒解シ得ナイノデアリマス、仄聞
スル所ニ依リマスレバ、今日ノ「ハイオクタ
ン」價殊ニ「イソオクタン」ヲ產出スル上ニ
於テハ種々ナ方法ガ考ヘラレ、瓦斯カラ「ア
セチレン」ニ誘導シテ更ニソレニ電力ヲ加
ヘル、若シクハ釀醉法ニ依ル「ブタノ一
ル」ノ生産等ノ方法ガアッテ、ソレハ専門家
ニ於テモマダ必ズシモ大規模ノ生産ニ全幅
ノ自信ガアルト云フ所迄ハ行ツテ居ラナイ
ヤニ承ルノデアリマス、併シ是ハソレト
ノ専門家ニ於テ十分御研究ノ上デ將來トモ
善處セラレルコトデアリマスルカラ、暫ク
其ノ點ニ付テハ十分ナ信頼ヲ置イテ、將來
ノ完成ヲ待チタイト思ヒマス、併シ此ノ大
甲溪ノ莫大ナル發電水力事業ノ計畫ハ、今
回ノ大東亞戰爭ノ勃發以前ニ於テ既ニ著々
スル御説明ノ部分ニ付テハ速記カラ之ヲ削
除スルコトノ御話ガアリマシタカラ左様取
扱ヒマス、臺灣事業公債法中改正法律案、
之ノ討論ニ入りタイト思ヒマス、御意見ノ
開陳ヲ願ヒマス

○男爵東郷安君 私ハ此ノ法案ニ付テ特ニ
目立ツ總督府ノ新事業デアル大甲溪水力發
電事業ニ付テ一言申述ベタイト思フノデア
リマスガ、先般御説明ヲ承リマシタ所ニ依
ルト、先年完成致シマシタ日月潭水力電氣
ノ出力ニ較ベテ、數倍ノ大規模ノモノヲ新
タニ計畫サレル、而シテ時勢ノ推移ハ斯カ
ル大規模ノモノモ、先年ノ議會其ノ他ニ於
テ現レタアノ經過ヲ顧ミテ、誠ニ感慨深キ
モノガアルノデアリマス、而シテ其ノ事業

キモノノミニ囚ハレテ考ヘラレズ、須ラク綜
合的ニ資源ノ所在及ビ工業立地ノ大東亞圈
内ニ於ケル全般ノ地域ヲ見渡シテ、更ニ此
ノ際御検討ヲ願フコトガ最モ安全著實ナル
方法デハナカラウカト思フノデアリマス、
固ヨリ先般總理ノ御演說ノ中ニアリマシタ
通り、日滿支ヲ核心トスル國防資源ノ確保
及ビ之ガ國防產業ノ確立ト云フコトハ當然
ナコトデアリマスルレドモ、ソレニシテ
モ尚此ノ電力消費ノ問題、殊ニ航空燃料ノ
生産ニ付キマシテハ尙十十分ナル御檢討ヲ相
願ヒタイト思フノデアリマス、尙從來行ハ
レマンタ此ノ種ノ土木事業ノ經過ニ鑑ミ
テ、今回ノヤウナ大規模ノ工事ハ、須ラク
當局ニ於テハ大方針、根本方針ヲ示スニ止ツ
テ、詳細ニ付テハ思ヒ切ッテ一括シテ之ヲ適
當ナル工事者ニ御委託ニナルコトヲ、從來
ノ經驗ニ鑑ミテ私ハ特ニ希望致シテ置キマ
ス、此ノ意味ヲ附シテ本案ニ賛成致スモノ
デアリマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御意見ガ
ナケレバ討論ハ終結シタモノト認メマス、
續イテ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ハ原案
通り可決ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト
認メマス、仍テ本案ハ全會一致ヲ以テ可決
相成リマシタ、次ニ移リマス、朝鮮事業公
債法中改正法律案、之ノ討論ヲ願ヒマス

○男爵東郷安君 本案ニ私ハ贊成致シマス
ナイヤウデアリマスカラ討論ハ是デ終結シ
タモノト認メマス、續イテ採決ヲ致シマス、
本案ハ原案通り可決致シテ差支ゴザイマセ

スル所ニ付キマシテモ、特定地域即チ臺灣ノ如
キモノノミニ囚ハレテ考ヘラレズ、須ラク綜
合的ニ資源ノ所在及ビ工業立地ノ大東亞圈
内ニ於ケル全般ノ地域ヲ見渡シテ、更ニ此
ノ際御検討ヲ願フコトガ最モ安全著實ナル
方法デハナカラウカト思フノデアリマス、
固ヨリ先般總理ノ御演說ノ中ニアリマシタ
通り、日滿支ヲ核心トスル國防資源ノ確保
及ビ之ガ國防產業ノ確立ト云フコトハ當然
ナコトデアリマスルレドモ、ソレニシテ
モ尚此ノ電力消費ノ問題、殊ニ航空燃料ノ
生産ニ付キマシテハ尙十十分ナル御檢討ヲ相
願ヒタイト思フノデアリマス、尙從來行ハ
レマンタ此ノ種ノ土木事業ノ經過ニ鑑ミ
テ、今回ノヤウナ大規模ノ工事ハ、須ラク
當局ニ於テハ大方針、根本方針ヲ示スニ止ツ
テ、詳細ニ付テハ思ヒ切ッテ一括シテ之ヲ適
當ナル工事者ニ御委託ニナルコトヲ、從來
ノ經驗ニ鑑ミテ私ハ特ニ希望致シテ置キマ
ス、此ノ意味ヲ附シテ本案ニ賛成致スモノ
デアリマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御意見ガ
ナケレバ討論ハ終結シタモノト認メマス、
續イテ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ハ原案
通り可決ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト
認メマス、仍テ本案ハ全會一致ヲ以テ可決
相成リマシタ、次ニ移リマス、朝鮮事業公
債法中改正法律案、之ノ討論ヲ願ヒマス

○男爵東郷安君 本案ニ私ハ贊成致シマス
ナイヤウデアリマスカラ討論ハ是デ終結シ
タモノト認メマス、續イテ採決ヲ致シマス、
本案ハ原案通り可決致シテ差支ゴザイマセ

スル所ニ付キマシテモ、特定地域即チ臺灣ノ如
キモノノミニ囚ハレテ考ヘラレズ、須ラク綜
合的ニ資源ノ所在及ビ工業立地ノ大東亞圈
内ニ於ケル全般ノ地域ヲ見渡シテ、更ニ此
ノ際御検討ヲ願フコトガ最モ安全著實ナル
方法デハナカラウカト思フノデアリマス、
固ヨリ先般總理ノ御演說ノ中ニアリマシタ
通り、日滿支ヲ核心トスル國防資源ノ確保
及ビ之ガ國防產業ノ確立ト云フコトハ當然
ナコトデアリマスルレドモ、ソレニシテ
モ尚此ノ電力消費ノ問題、殊ニ航空燃料ノ
生産ニ付キマシテハ尙十十分ナル御檢討ヲ相
願ヒタイト思フノデアリマス、尙從來行ハ
レマンタ此ノ種ノ土木事業ノ經過ニ鑑ミ
テ、今回ノヤウナ大規模ノ工事ハ、須ラク
當局ニ於テハ大方針、根本方針ヲ示スニ止ツ
テ、詳細ニ付テハ思ヒ切ッテ一括シテ之ヲ適
當ナル工事者ニ御委託ニナルコトヲ、從來
ノ經驗ニ鑑ミテ私ハ特ニ希望致シテ置キマ
ス、此ノ意味ヲ附シテ本案ニ賛成致スモノ
デアリマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御意見ガ
ナケレバ討論ハ終結シタモノト認メマス、
續イテ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ハ原案
通り可決ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト
認メマス、仍テ本案ハ全會一致ヲ以テ可決
相成リマシタ、次ニ移リマス、朝鮮事業公
債法中改正法律案、之ノ討論ヲ願ヒマス

○男爵東郷安君 本案ニ私ハ贊成致シマス
ナイヤウデアリマスカラ討論ハ是デ終結シ
タモノト認メマス、續イテ採決ヲ致シマス、
本案ハ原案通り可決致シテ差支ゴザイマセ

スル所ニ付キマシテモ、特定地域即チ臺灣ノ如
キモノノミニ囚ハレテ考ヘラレズ、須ラク綜
合的ニ資源ノ所在及ビ工業立地ノ大東亞圈
内ニ於ケル全般ノ地域ヲ見渡シテ、更ニ此
ノ際御検討ヲ願フコトガ最モ安全著實ナル
方法デハナカラウカト思フノデアリマス、
固ヨリ先般總理ノ御演說ノ中ニアリマシタ
通り、日滿支ヲ核心トスル國防資源ノ確保
及ビ之ガ國防產業ノ確立ト云フコトハ當然
ナコトデアリマスルレドモ、ソレニシテ
モ尚此ノ電力消費ノ問題、殊ニ航空燃料ノ
生産ニ付キマシテハ尙十十分ナル御檢討ヲ相
願ヒタイト思フノデアリマス、尙從來行ハ
レマンタ此ノ種ノ土木事業ノ經過ニ鑑ミ
テ、今回ノヤウナ大規模ノ工事ハ、須ラク
當局ニ於テハ大方針、根本方針ヲ示スニ止ツ
テ、詳細ニ付テハ思ヒ切ッテ一括シテ之ヲ適
當ナル工事者ニ御委託ニナルコトヲ、從來
ノ經驗ニ鑑ミテ私ハ特ニ希望致シテ置キマ
ス、此ノ意味ヲ附シテ本案ニ賛成致スモノ
デアリマス

認メマス、本案ハ原案通り全會一致可決ニ
ナリマシタ、次ハ昭和十二年法律第八十四
號中改正法律案

○伯爵柳澤保承君 本案ニ賛成致シマス
○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御發言モ
ゴザイマセヌカラ討論ハ終結致シマシタ、
直チニ採決ニ入リマス、本案ハ原案通り可
決ト認メテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(子爵秋元春朝君) 本案ハ原案通
リ可決相成リマシタ、次ハ臨時軍事費特別
會計法中改正法律案

○男爵東郷安君 私ハ此ノ機會ニ於テ附則
ノ第二項ノ戰地ニ在ル軍需品以外ノ物資ノ
取得及賣拂ヲ爲ス場合ニ於テノ規定ニ關シ
テ一言申述ベタイト思フノデアリマス、軍
需品ハ勅令其ノ他ニ依ツテ指定サレタル範
囲デアリマスルガ、軍需品以外ノ物資ノ取
得ト云フコトハ相當廣範圍ニ屬スルノデア
リマス、過去四箇年餘リニ瓦ル支那事變ノ
経過ノ實績ニ徴シマシテモ、此ノ種ノ規定
ノ運用ニ付テハ深甚ノ注意ヲ要スル點ガア
リマス、又今回新タニ開ケテ來マシタ南方
方面ニ於テ最近軍ガ發表セラレマジタル如
ク、軍ニ於テ軍需品以外ノ物資、即チ南方
重要資源ヲ直接ニ取得シ、更ニ之ヲ賣拂ヒ、
場合ニ依ツテハ貯藏シ運送スルト云フヤウ
ナコトニ相成リマスルト云フト、其ノ間頗
ル複雑微妙ナル事情ガ起リ、過ッテ不慮ノ危
險ヲ生ズル虞ナシトセザルモノデアリマス、
極言スレバ甚ダ危險ナ場合ヲ想像シ得ルノ
デアリマス、ソコデ今日立法ノ當時ニ於キ
マシテモ斯カル取扱ハ特例中ノ特例デアル
ト云フノデ、當分ノ内ヲ限ッテ此ノ會計ニ所
屬セシメルト云フ條件ガ附イテ居ルノデア

リマスルガ、先程モ申シマシタ通り過去ノ
實績、又色々ノ場合ヲ想像致シマスト云フ
ト、是ハ出來ルダケ嚴格ナ意味ニ於テ此ノ
運用ヲ監視スルト同時ニ、又當分ノ内ト云
フコトハ出來ルダケ早イ機會ニ於テ適當ナ
ル、正常ナル方法ニ移サレルト云フコトヲ

十分ナル條件トシテ、私ハ此ノ規定ガ現在
軍政ノ布カル、場合ニ於テハ已ムヲ得ザル
モノデアルケレドモ、相成ルベクハ最モ速
力ナル機會ニ於テ是ガ本則ニ戻ルヤウニ願
ヒタイト云フコトノ希望ヲ一言申述ベテ、
賛成ノ意ヲ表シテ置キタイト思ヒマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御發言モ
ナイウデアリマスカラ、討論ハ終結致シ
マシタ、仍テ採決ヲ致シマス、本案原案通
リ可決ト認メテ御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト
認メマス、仍テ本案ハ全會一致ヲ以テ原案通
リ可決相成リマシタ、本委員會ニ付託サレ
マシタ法案ハ之ヲ以テ全部審議ヲ終了致シ
ル御勉強ニ對シマシテ感謝ノ意ヲ表シ、茲
ニ本委員會ヲ散會致シマス

午後四時十六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵秋元 春朝君

副委員長 男爵東郷 安君

委員 公爵岩倉 具榮君

侯爵佐竹 義春君

伯爵柳澤 保承君

子爵今城 定政君

村上 恭一君

男爵伊藤 一郎君

村瀬 直養君
三橋四郎次君
諸橋久太郎君
黒田 英雄君
大藏次官 谷口
大藏書記官 中村
鐵道省經理局長 平山
臺灣總督府總務長官 齊藤
朝鮮總督府財務局長 水田
臺灣總督府財務局長 中嶋
樹君
一郎君
直昌君
保險院總務局長 歌田
保險院長官 横貝
千勝君
詮二君
孝君

第四部第九類 昭和十五年法律第六十九號中改正法律案特別委員會議事速記錄第三號 昭和十七年二月四日

貴族院

一一

昭和十七年二月四日印刷

昭和十七年二月五日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局